

令和6年度補正  
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金  
応募要領

I-3. 参考

# 目次

---

申請から交付までの流れ

P2

当補助金に適用される税法上の扱い

P3

# 申請から交付までの流れ

## 補助金交付申請の募集

- ◆ 募集には、条件や期限がありますので注意してください。

センター

申請者

## 補助対象車両の購入・リース契約と登録・届出

- ◆ 補助金の交付対象になる車両はクリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
- ◆ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録（届出）と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させてください。

## 補助金交付申請書類の提出

- ◆ 基本的にオンラインで申請するようお願いします。
- ◆ 補助金交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類をアップロード又は提出してください。
- ◆ 補助金交付申請書類は、郵便か信書便で送付してください。持ち込みによる受付はいたしません。〈紙申請の場合〉

## 補助金交付申請書類の審査

- ◆ 補助金交付申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
- ◆ 審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮ください。審査状況はセンターのホームページで確認することができます。

## 補助金交付決定

- ◆ 補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」でお知らせします。

## 補助金交付（振込）

- ◆ 申請書に記載された金融機関に補助金を振り込みます。振込予定日は「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」に記載されています。

## 車両（財産）の一定期間の保有

- ◆ 補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車（「取得財産等」という）は登録（届出）日から4年又は3年の定められた期間（取得財産等の処分制限期間）は保有が義務付けられています。期間内に処分した場合は、原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ◆ センターでは定期的に補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

## 当補助金に適用される税法上の扱い

---

当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談ください。